

健診機関のご案内

協会けんぽのホームページ



<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

健診実施機関等一覧

都道府県

被扶養者の健診実施機関一覧

※その他、健診内容の確認や受診券申請書などがダウンロードできます。

平成23年度(2011年4月~2012年3月)

特定健康診査のご案内

健診は健康状態を知る第一歩です。
協会けんぽでは、みなさまの健康の保持・増進のため、
健診と健康づくりの支援を行っています。

●この健診は加入者(ご家族)の方が対象です。加入者(ご本人)の方は生活習慣病予防健診をお申し込みください。



ずっと健康でいたいから、私は受診します。

特定健診では、次のような内容を検査します

基本的な健診

- 診察等／視診、触診、聴打診などを行います
- 問診／現在の健康状態や生活習慣(飲酒、喫煙の習慣など)を伺い、検査の参考にします
- 身体計測／身長、体重、腹囲を測ります
- 血圧測定／血圧を測り、循環器系の状態を調べます
- 血中脂質検査／動脈硬化などの原因となる中性脂肪やHDLコレステロール、LDLコレステロールを測定します
- 肝機能検査／肝細胞の酵素を測定し、肝機能などの状態を調べます
- 血糖検査／空腹時血糖またはHbA1cを測定し、糖尿病などを調べます
- 尿検査／腎臓、尿路の状態や糖尿病などを調べます

詳細な健診

※昨年度の健診結果などに基づいて医師の判断により実施されるものです。すべての方が必ず受診する健診ではありません。

- 心電図検査／不整脈や狭心症などの心臓に関わる病気を調べます
- 眼底検査／眼底カメラで瞳孔から網膜を撮影し、眼底の血管を調べます
糖尿病による目の病気や動脈硬化の状態などを知ることができます
- 貧血検査／血液中の赤血球数、血色素量などを測定し、貧血などの血液の病気を調べます

健診の対象となる方

加入者(ご家族)のうち、40歳~74歳の方

- ◇受診時に協会けんぽの加入者(ご家族)であることが必要です。
- ◇今年度からはじめて特定健診の対象になる方は、昭和46年4月1日から昭和47年3月31日生まれの方です。
これらの方々は、40歳の誕生日を迎えていなくても平成23年4月1日から受診できます。
- ◇今年度で75歳を迎える方は、誕生日から後期高齢者医療制度の加入者となりますので、誕生日の前日までに受診を終えていただく必要があります。

※がん検診等については、健康増進法等に基づいて市区町村が実施することとなっています。実施する検診の種類や手続き方法、受診できる検診機関等については、お住まいの市区町村の広報などでご確認ください。特定健診とがん検診の両方を取り扱っている健診機関もありますので、上手に活用しましょう。

携帯電話サイトを開設しました。

所在地の市町村名や受診したい健診の種類を選択すれば、対象となる健診機関等に関する情報が表示されます。

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/mob/>



協会けんぽ都道府県支部の連絡先

北海道	011-726-0352	滋賀	077-522-1113
青森	017-721-2723	京都	075-256-8635
岩手	019-604-9089	大阪	06-6201-7077
宮城	022-714-6850	兵庫	078-252-8705
秋田	018-883-1893	奈良	0742-30-3700
山形	023-629-7235	和歌山	073-435-0224
福島	024-523-3919	鳥取	0857-25-0054
茨城	029-303-1584	島根	0852-59-5204
栃木	028-616-1695	岡山	086-803-5784
群馬	027-219-2104	広島	082-568-1011
埼玉	048-658-5915	山口	083-974-1501
千葉	043-308-0525	徳島	088-602-0264
東京	03-5759-8154	香川	087-811-0574
神奈川	045-339-5565	愛媛	089-947-2119
新潟	025-242-0264	高知	088-820-6010
富山	076-431-5273	福岡	092-283-7624
石川	076-264-7204	佐賀	0952-27-0615
福井	0776-27-8304	長崎	095-829-5002
山梨	055-220-7750	熊本	096-340-0264
長野	026-238-1253	大分	097-513-5802
岐阜	058-255-5159	宮崎	0985-35-5364
静岡	054-275-6605	鹿児島	099-219-1735
愛知	052-979-5194	沖縄	098-951-2011
三重	059-254-5526		

受診までの流れ

特定健診を受診する際には、特定健康診査受診券(平成23年度は薄い青色の紙です。以下「受診券」)が必要となります。年度はじめに協会けんぽの支部から事業所に送付されますが、一部の方は発券の申請手続きを行っていただく必要があります。

1 受診券の受け取り

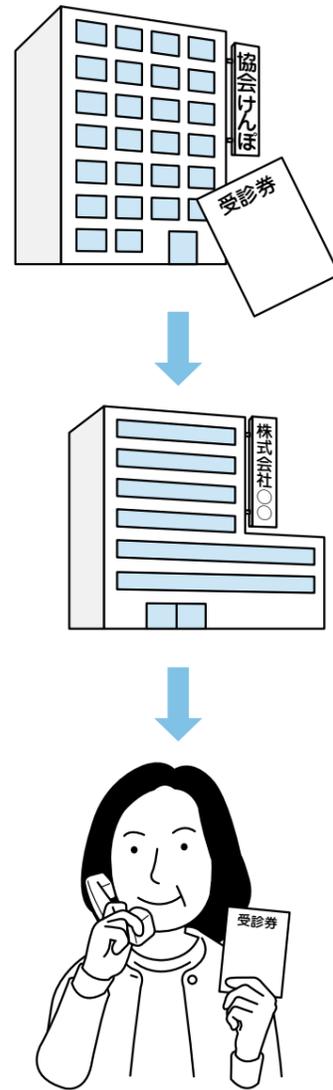
- 受診券は加入者(ご本人)の方がお勤めの事業所に送付されます。加入者(ご本人)の方を通じて加入者(ご家族)の方へ届けられます。

2 健診機関に予約をする

- 協会けんぽと契約している健診機関は全国で約5万機関あります。受診できる健診機関は、協会けんぽのホームページでご確認いただくか、協会けんぽの支部までお問い合わせください。
- 健診費用については、健診機関に予約する際に併せてお尋ねください。

3 健診を受ける

- 受診するためには、「受診券」と「保険証」が必要になります。忘れずにお持ちください。
- 受診当日は、健診機関の窓口で費用の一部をお支払いいただく必要がありますので、事前に健診費用を確認しておきましょう。お支払いいただく費用は、健診費用の総額から、協会けんぽが補助する金額を差し引いた額となります。(次のコーナーを参照)
- 昨年度、特定健診を受診された方のうち、健診機関から送付された健診結果をお持ちの方は、受診の際に医師に提示することにより、前回からの検査数値の変化などを考慮して「詳細な健診」が必要な方かどうかを判断することが可能となります。より適切な健診を受けていただくことにつながりますので、極力お持ちいただくことをお勧めします。



こんなときどうする?

Q.1 受診券が手元に届く前に受診しても補助は受けられますか?

A.1 受けられません。協会けんぽの特定健診は受診券がないと受診できません。

Q.2 受診券がまだ手元に送付されてきませんが、待っていれば協会けんぽから事業主を経由して送付されますか?

A.2 協会けんぽから年度はじめに送付する受診券は、平成23年1月上旬までに加入の手続きが完了していた方を対象としています。対象とならない方については送付されませんので、お手数ですが、別途、「受診券申請書」で発券の手続きをお願いします。

Q.3 「受診券申請書」はどこで入手できますか?

A.3 協会けんぽのホームページからダウンロードしていただくか、協会けんぽの支部にお問い合わせください。

Q.4 予約後に都合が悪くなりました。予約日を変更したいのですが、どうすればいいですか?

A.4 予約をしている健診機関に連絡し、再度予約日を調整してください。

Q.5 当日、健診機関の窓口で支払う現金のほかに何を持っていけばいいですか?

A.5 受診券と保険証を忘れず持参してください。また、昨年度、特定健診を受診された方のうち、その結果をお持ちの方は、併せて持参して窓口で提示してください。

当日お支払いいただく健診費用について

健診機関の窓口でお支払いいただく額は、「健診費用の総額」から「協会けんぽが補助する金額」を差し引いた額となります。

協会けんぽが補助する金額は、下記のとおり全国一律の額となっていますが、健診費用の総額が健診機関ごとに異なるため、お支払いいただく金額は一律ではありません。

協会けんぽが補助する金額(年度内お一人様1回に限ります)

- 基本的な健診のみを受診した場合 >> 最高 **5,400円**を補助します。
- 医師の判断で、更に詳細な健診を受診した場合 >> 最高 **3,400円**を補助します。

例 基本的な健診費用が8,000円の健診機関で受診した場合



※ 健診費用の総額は健診機関によって異なります。
※ 「詳細な健診」が必要な場合は、別途費用がかかる場合があります。

健診後の健康サポート(特定保健指導)を行っています。

- 特定保健指導は、加入者のみなさまが健診結果から自らのからだの状態を知り、健康な生活習慣に対する関心を深め、生活習慣病を予防することを目的として実施する事業です。
- 該当する方には、費用の一部を協会けんぽが補助するための利用券をお届けしますので、生活習慣の改善に取り組みましょう。

健康づくりは
しあわせづくり。
私たちが
応援します。

